岩松北小学校
いじめ防止対策基本方針

「いじめは　絶対に　許さない！」

富士市立岩松北小学校

―いじめとは―

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

現在、子どもを取り巻く環境は、決して健全であるとは言えない。子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりという大人の行為。大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント。それらを目の当たりにする子どもたちにとって、よからぬ影響を与えることは言うまでもない。それが子どもの生き方のお手本にもなり得る恐れもある。このような環境のもと、いじめを背景として、子どもの生命や心身に重大な危険が生じる事案がやまないことは遺憾なことである。

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、家庭、地域や関係機関の力を積極的に取り込みながら、学校が組織的に一丸となって対応していくことが必要である。

いじめはどの学校でも、起こりうる。どの子もいじめの被害者となり、また、どの子もいじめの加害者となり得る。このことを職員、そして子どもを取り囲む私たち大人一人一人が改めて認識し、「いじめは絶対に許さない。」との意識を子どもとともに、強く持っていきたい。そして、学校の内外においていじめの根絶、いじめ０の実現を目指し、子どもが安心して学習やその他の活動に取り組むことができるようにするため、ここにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「岩松北小いじめ対策委員会」をいじめ防止等の中核として常設する。構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、該当学級担任とする。必要に応じて、スクールカウンセラー（以下ＳＣ)、スクールソーシャルワーカー(以下ＳＳW)、指導主事、学校運営協議会委員、ＰＴＡ代表を加えることもある。

なお、この組織における代表の窓口は、生徒指導主任とする。

TEL(0545)64-8890

目　　次

第１　いじめの防止等の基本的な考え方

１　いじめの定義

２　いじめの理解とその重要性

３　いじめ防止等に関する基本的な考え方
(1) いじめの未然防止　～豊かな心を育む～
(2) いじめの早期発見　－いじめはどの子どもにも起こりうる－
(3) 早期対応
(4) 家庭・地域との連携
(5) 関係機関との連携について

第２　いじめの防止等のための対策

１　組織的ないじめ対策推進体制
(1) 岩松北小いじめ対策委員会
(2) いじめの情報を得た場合、いじめが起こった場合の組織的対応の流れ
(3) 重大事態への対応
(4) 教育委員会や関係機関との連携

２　いじめの防止等のための対策
(1) いじめの未然防止
(2) いじめの早期発見
(3) いじめに対する早期対応

３　重大事態への対処
(1) 重大事態についての調査
(2) 調査結果の提供と報告について
(3) 各対応について

４　ネット上のいじめへの対応
(1) ネット上のいじめ
(2) ネットいじめの未然防止
(3) ネットいじめの早期発見・早期対応

５　いじめの解消

６　各種相談窓口

第１　いじめの防止等の基本的な考え方

いじめはすべての子どもに関係する問題である。すべての子どもが安心して学習や様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにしなければならない。すべての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを一人一人の子どもが十分に理解できるようにしなければならない。

そして、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域、関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して取り組んでいく。

１　いじめの定義

> いじめとは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

一つ一つの行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。

また、いじめには様々な現れがあり、いじめであるかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」を限定して捉えないようにすることが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定したり、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることより、子どもの表情や様子、周りの状況等をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、いじめ防止等の組織「いじめ対策委員会」を活用して行う。

具体的ないじめの表れとして以下のようなものが考えられる。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　等

けんかは除くが外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた子どもの感じる被害性に着目した見極めが必要である。

また、インターネット上で悪口を書き込まれた子どもが、そのことを知らずにいるような場合など、まだ心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った子どもに対する指導については適切な対応が必要である。

２　いじめの理解とその重要性

いやがらせ、仲間はずれや無視・陰口などの「暴力を伴わないいじめ」については、全国的な調査によると小学校４年生から中学校３年生までの６年間で、被害経験を全く持たなかった子どもは１割程度であった。更に、加害経験を全く持たなかった子どもも１割程度であった。多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する可能性があることを理解しなければならない。

この「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命または身体に重大な危険を生じさせる。

加えていじめの加害者・被害者という二者関係だけでなく、学級やグループなどの所属集団において、規律が守れなかったり、問題を隠したりするような雰囲気や、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする子や、周辺で見て見ぬふりをして関わらずに暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめは絶対に許さない」という雰囲気ができるようにすることが必要である。

３　いじめの防止等に関する基本的な考え方

⑴ いじめの未然防止　～豊かな心を育む～

いじめを未然に防止するためには、いじめが起こりにくい、心の通い合う温かな人間関係を作り上げていくことが求められる。子どもたちはこの学齢期において、学校や家庭、地域での様々な集団において、ありのままの自分を受け止めてくれるような関わり合いの中で、自分だけでなく、他者の理解をも深め、よりよい人間関係を作り上げることができる。そのため、学校の教育活動全体を通じ、子どもには「いじめは相手に苦痛を与える行為であること」の理解を深め、「いじめは絶対に許さない。」という共通意識をもつように促しながら、道徳心や、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養うなど、子どもたちに豊かな心を育んでいくことが必要である。

また、「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校だけでなく、家庭、地域と、社会が総がかりで一体となっていじめの未然防止に取り組むことが、いじめのない社会づくりにつながる。

まず、学校の取組としては、教育活動全体を通じ、子どもの豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うようにする。また、いじめの背景にあるストレスなどの要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

そして、全ての子どもたちが自己有用感や充実感を感じられ、安心して過ごせる授業や学校生活づくりが必要である。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢をもち、子どもとの信頼関係を作り上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち(自尊

感情)を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支える。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していく。

そのために、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努める。学級活動や道徳科などを活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を設定し、自分たちの問題を自分たちで解決していくような主体的、自治的な集団を育てていく。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要である。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるように努めていくようにしたい。

地域でも、きまりを守ろうとする意識(規範意識)や互いを尊重する感覚(人権感覚)を育てる場として、地域、家庭、学校が連携して、子どもを温かく、時には厳しく見守っていくことが大切である。

(2) いじめの早期発見　　ーいじめはどの子どもにも起こりうるー

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが必要である。学校、家庭、地域が連携・協力して子どもの健やかな成長を見守り続け、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応しなければならない。

いじめは、大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるものだということを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から的確に関わりをもち、いじめを見落としたり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめのサインはいじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ている。周りの大人が常に子どもに寄り添い、子どもたちのわずかな変化を手掛かりにいじめを見つけていきたい。家庭でも、日頃の対話や態度などから、いじめなどが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めたい。地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要である。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身に受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要がある。また、日頃から定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、積極的にいじめの発見に努めていく。

(3) 早期対応

いじめが確認された場合は、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安心・安全を最優先し、学校、家庭、地域が状況に応じて連携し、速やかに対応していかなければならない。いじめられた子どもやいじめたとされる子ども、周りの子どもに事情を確認し、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。

学校ではそのために、いじめを把握した場合の対処の在り方について、日頃から理解を深め、学校における組織的な対応ができるための体制を整備しておく。

また、状況によっては警察や児童相談所、医療機関などの関係機関と連携して対応していく。

⑷ 家庭・地域との連携

地域全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、学校・家庭・地域との連携が必要である。学校関係者とＰＴＡ、地域の関係団体などといじめの問題について協議する機会として、地域が育てる岩松の子どもたちの会、民生児童委員との懇談会、学校運営協議会などを活用し、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策を推進していく。

⑸ 関係機関との連携について

いじめ問題の対応において、学校・家庭・地域の連携・協力でも、十分な効果を上げることができない場合などは、市教育委員会、市こども家庭課、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関との連携が必要となる。そのため、日頃から教育委員会、こども家庭課、児童相談所等との連絡を密にした協働体制を構築していくことが大切である。

第２　いじめの防止等のための対策

いじめ問題については、全ての教職員が共通して「いじめは絶対に許さない」という強い意志をもち、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

そのために、この「岩松北小学校　いじめ防止対策基本方針」に基づき、「岩松北小いじめ対策委員会」を中核として組織的に一致協力体制を確立し、市教育委員会との連携の上、いじめの防止等のための対策を推進していく。

１　組織的ないじめ対策推進体制

(1) 岩松北小いじめ対策委員会

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「岩松北小いじめ対策委員会」をいじめ防止等の中核として常設する。構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、該当学級担任とする。必要に応じて、スクールカウンセラー（以下ＳＣ)、スクールソーシャルワーカー(以下ＳＳW)、指導主事、学校運営協議会委員、ＰＴＡ代表を加えることもある。

本組織により、いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の役割の他、情報の収集と記録、共有や、いじめ等の相談・通報の窓口などの役割を担い、毎月、定期的に打ち合わせを行う。

更に、いじめの情報または、いじめの疑いがある・いじめにつながる可能性があるなどの情報等があったときや、子どもや保護者から「いじめを受けた」という訴えがあったときには、**緊急会議を開いて対応を協議したり、事実関係を明確にするための調査を行ったりする。**

職員はいじめ等の些細な兆候や懸念、子どもからの訴えを抱え込まず、すべてこのいじめ対策委員会に報告・相談し、問題を共有して対応していき、学校全体で組織的に対応していく。

また、いじめ重大事態の疑いがある事案が発生した場合は、「重大事態への対応」に沿って適切に対応していく。

いじめ防止等のための年間計画

時期	活動内容	対象		
		児童生徒	教職員	保護者等
4月	いじめ対策委員会① 校内研修①(いじめ防止対策基本方針･対応マニュアルの確認)		○	
	4月の学級活動(学校いじめ防止基本方針について説明)	○		
	PTA総会･学級懇談会(学校いじめ防止基本方針について説明)			○
	学校運営協議会①(学校いじめ防止基本方針について説明)			○
	希望教育相談			○

5月	いじめ対策委員会②(気になる児童の共通理解)		○	
6月	心のアンケート・教育相談①	○		
	3校合同研修会①(生徒指導、特別支援教育)		○	
7月	保護者面談			○
	校内研修(SCやSSW等の専門家を入れた研修)		○	
8月	学年部会 いじめ対策委員会②(前期学校評価アンケートを基にした取組の確認)		○	
9月	簡易版心のアンケート実施②	○		
10月	学校運営協議会②(前期学校評価アンケートを基にした取組の確認)			○
11月	心のアンケート・教育相談②	○		
	3校合同研修会③		○	
12月	授業参観			○
1月	学年部会・職員会議(学校評価アンケートを基にした取組の確認)		○	
2月	心のアンケート・教育相談③	○		
	学校運営協議会③(学校評価アンケートを基にした取組の確認)			○
	授業参観・学級懇談会②			○
3月	いじめ対策委員会③ (学校いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案)		○	

※学年打合せや職員会議で、毎回、子どものあらわれ・いじめやいじめの疑いの情報について、共有・共通理解を図る。
※教育相談は、相談週間以外でも随時対応する。
※ＳＣ訪問は毎月定期的に実施する。　　※　I-check を５年生で実施する。

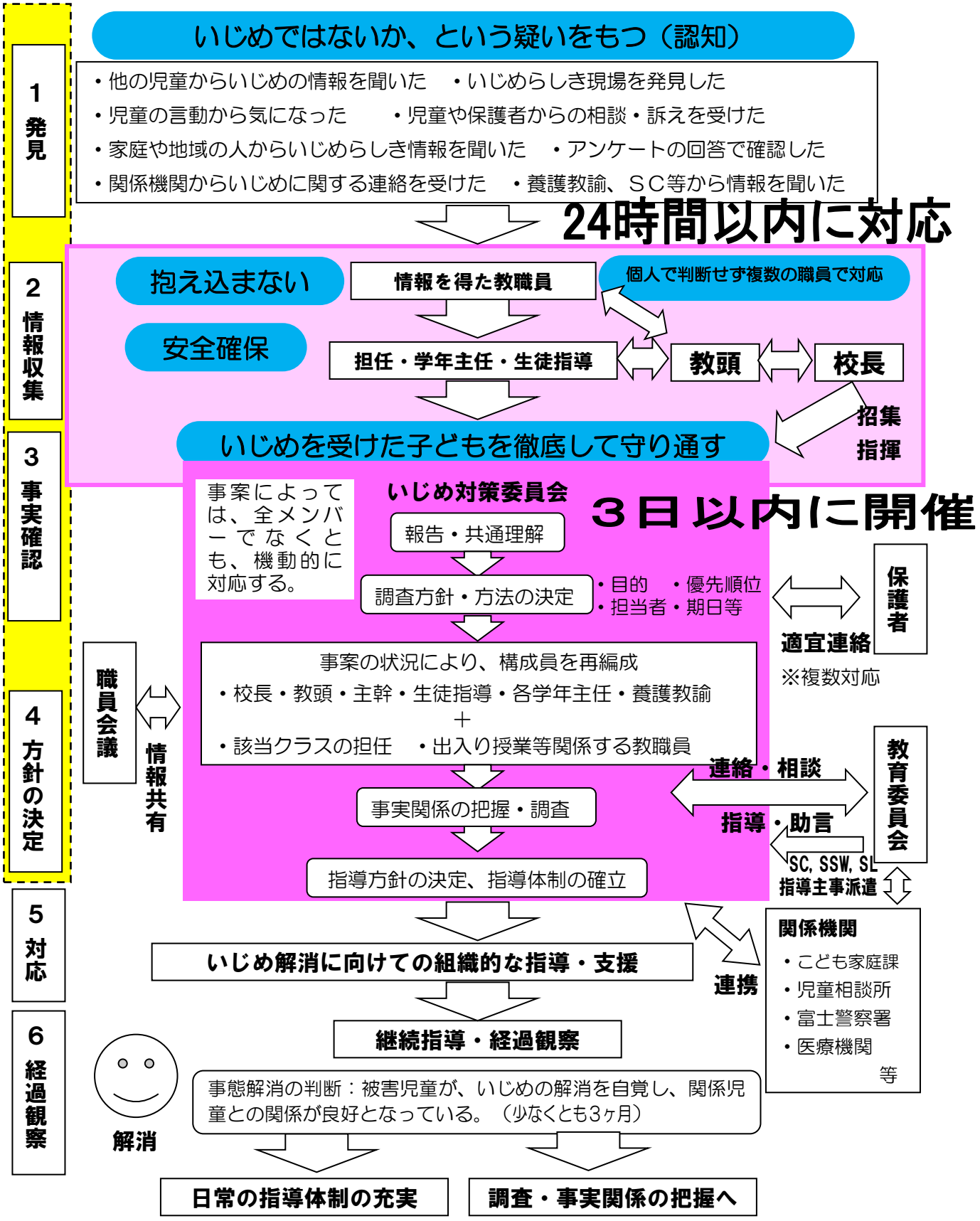
(2) いじめの情報を得た場合、いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめの情報を得た場合は、教職員が一人で抱え込まず、すぐに学年主任・生徒指導主任・管理職等に報告し、いじめ対策委員会で情報を共有し、組織的に対応していく。

また、いじめかどうかと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を取っていく。

いじめを訴えた子どもや保護者、または、いじめの被害者となった子どもや保護者が詳細な調査や公表を望まない場合であっても、いじめ解消確認までしっかりと対応し、更に可能な限り学校としての対応を振り返り、検証することは必要である。このことが再発防止につながるとともに、新たな事実が明らかになる可能性もある。

対応の流れ


1 発見
いじめではないか、という疑いをもつ（認知）
・他の児童からいじめの情報を聞いた　・いじめらしき現場を発見した
・児童の言動から気になった　・児童や保護者からの相談・訴えを受けた
・家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた　・アンケートの回答で確認した
・関係機関からいじめに関する連絡を受けた　・養護教諭、ＳＣ等から情報を聞いた
24時間以内に対応
2 情報収集
抱え込まない
安全確保
情報を得た教職員
個人で判断せず複数の職員で対応
担任・学年主任・生徒指導
教頭
校長
招集
指揮
いじめを受けた子どもを徹底して守り通す
3 事実確認
事案によっては、全メンバーでなくとも、機動的に対応する。
いじめ対策委員会
３日以内に開催
報告・共通理解
調査方針・方法の決定
・目的　・優先順位
・担当者・期日等
保護者
適宜連絡
※複数対応
職員会議
情報共有
事案の状況により、構成員を再編成
・校長・教頭・主幹・生徒指導・各学年主任・養護教諭
＋
・該当クラスの担任　・出入り授業等関係する教職員
4 方針の決定
連絡・相談
指導・助言
教育委員会
SC, SSW, SL
指導主事派遣
事実関係の把握・調査
指導方針の決定、指導体制の確立
5 対応
いじめ解消に向けての組織的な指導・支援
連携
関係機関
・こども家庭課
・児童相談所
・富士警察署
・医療機関
等
6 経過観察
継続指導・経過観察
解消
事態解消の判断：被害児童が、いじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好となっている。（少なくとも3ヶ月）
日常の指導体制の充実
調査・事実関係の把握へ

(3) 重大事態への対応

「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、教育委員会へ報告し、連携して対応する。次のア、イに該当する事案が発生したときには、重大事態と判断し、調査・報告に当たる。

ア　生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第１項第1号）
　いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
イ　不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第１項第2号）
　いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態対応の流れ

教育委員会への報告

・次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告する。

ア　「生命心身財産重大事態」が起こった場合
イ　欠席期間が 30 日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
ウ　イの後、「不登校重大事態」に至った場合
エ　子どもや保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となって行うか、教育委員会が主体となって行うかの判断は教育委員会が行う。

学校が調査主体の場合

・学校いじめ対策組織に、指導主事、ＳＳＷ、学校運営協議会委員、ＰＴＡ代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

教育委員会が調査主体の場合

・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・教育委員会が調査主体の場合でも、重大事態の調査に積極的に協力して対応する。

いじめを受けた子ども及び保護者への説明・報告

⇩

調査対象者及びその保護者への説明・報告

⇩

市長及び教育委員への説明・報告等 ――― 教育委員会が行う

⇩

調査結果を踏まえた必要な措置 ――― 学校と教育委員会が連携して行う

学校が調査主体の場合、学校が行う。
教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う

⑷ 教育委員会や関係機関との連携

いじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向けて教育委員会や関係機関等と連携を図って対応する。

① 教育委員会との連携

即時に解消したいじめや軽微ないじめ等のいじめの状況については、毎月教育委員会に提出する「児童生徒の問題行動等の調査」（月例報告）に含めて報告する。

しかし、 以下のような事案

- ○ 重大事態
- ○ 暴力を伴うなど被害が大きないじめ
- ○ 被害児童にとって深刻ないじめ

については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告する。

教育委員会に対しては、学校から積極的に報告や情報提供をし、学校の対応に対しての指導・助言を得る。必要に応じて、指導主事、ＳＳＷ、ＳＣ等の派遣も依頼し、連携して対応していく。

② 関係機関との連携

必要に応じて、市こども家庭課や児童相談所、警察署、医療機関等に連絡・相談し、連携して対応する。複雑な事案等については、関係機関担当者に直接学校へ出向いてもらい、直接相談、指導・助言を得ながら連携して対応していく。

２ いじめ防止等のための対策

⑴ いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての子どもを対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。そのため、子どもが心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や諸活動に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりが大切である。更に自尊感情を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

① 豊かな心を育む

ア 道徳教育・人権教育の充実

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の起訴や人権感覚を養うため、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育・人権教育の充実を図ることが大切である。岩松北小の道徳教育の重点目標「誰に対しても温かい心で接し、親切にする」について、重点的に指導の充実を目指す。学級経営、各教科、特別活動等においては、道徳科の全体計画や教科等の指導計画の中に、道徳教育との関連を示してあるので、計画的・発展的に道徳教育を推進していく。道徳教育では、思いやり、生命尊重等の価値に気付く指導を通して、いじめを許さない心を育んでいく。

また、人権教育を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育み、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解させていく。

イ　心のアンケートの実施

各学年、年３回の心のアンケートと毎月簡易版心のアンケートを行い、子どもの実態を把握し、すべての子どもと面接をする。問題が見つかった場合には、一人一人と面接をする時間を別に設けて詳しく話を聞くようにする。話を聞くときには他の子どもに知れないように配慮する。

ウ　自然体験活動の充実

各学年において、生活科や総合的な学習の時間、理科等で植物や生き物を育てたり、動物と関わったりすることを通して生き物、命を大切にしようとする心を育てる。

また、地域の福祉施設や幼稚園・保育園等と交流することを通して、人に対する思いやりや優しさを育む。

②　子どもの自主的活動の場の設定

ア　３つの合言葉の実践

児童会が作成し、伝統的に引き継がれている３つの合言葉「あいさつ・あったか言葉・協力」について、児童会主体に意識を深めていくことで、子どもがいじめに対しても傍観者とならず、いじめをやめさせるための行動をとり、互いを認め合う学級、学校風土を創っていく。

イ　児童代表委員会における全校規模の協議

いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論するような場を設定する。そのため、児童代表委員会において、運営委員会がいじめ問題について考える議題を設定し、全校体制で学級ごとに話し合い、それを児童代表委員会で協議することにより、子どもが主体的にいじめ問題について考え、行動していくようにしていく。

ウ　児童会によるあいさつ運動

３つの合言葉の取組として児童会でもあいさつや笑顔があふれる学校づくりに取り組んでいる。あいさつは、人との関わりを友好的なものにするための最初のコミュニケーションである。気持ちのよい元気なあいさつを学校中に広めることで、誰とでもコミュニケーションがとれる、心のふれあう人間関係を育てていく。

③　自己肯定感、自己有用感を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業では、子どもが問いをもち、教材や題材、学級の仲間や教師、地域の方々や先哲の教え等と対話しながら、学ぶ楽しさを実感することのできる授業づくりを行っていく。

また、授業での学習活動や学級活動、学年・学校行事を行う際には、意図的・計画的に、男女を交えて協力する場面や、目標をもって達成感を味わえるような場面を設定する。そして、振り返りを丁寧に行い、自分と人との関わりを見つめることで、互いに良さを認め合えるようにする。

④　子どもの居場所づくり

年度初めのスタートを円滑にするため、前年度末に行われる小中連絡会や学年部会等での情報交換を、担任だけでなく、学年の全教職員で共通理解が図れるようにする。（必要な場合は、学校内の全ての教職員で行う。）

年度初めの学級開きにおいては、学級担任が「このクラスでは、相手が嫌だな、と感じるような言動は絶対に許さない。」「いじめは絶対に許さない。」という担任の強い思いを伝えたい。また、クラスのルールについては、子どもが納得した上で子ども自らつくっていくことが大切である。

そして、学級づくりでは、授業や学校生活の中で間違ったり、失敗したりしても笑わないような雰囲気づくり、人権感覚を育てていくことも必要である。

５年生においてはＩ－ＣＨＥＣＫを行い、現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的に指導と援助を行い、改善を図る。また、年２回、全学年でＳＥＬ実施週間を設け、人間関係づくりやストレス対処のスキルを習得させ、学級の温かい人間関係を育んでいく。

すべての子ども一人一人が学級・学校を居場所と感じられるように、丁寧に支援していくことが大切だが、特に配慮が必要な子どもには、日常的に特性を踏まえ、集団指導を進める中での「個別支援」を、保護者と連携して行っていきたい。その際、周囲の子どもに対しても適切な指導を行う必要がある。

また、ユニバーサルデザインの視点を取り入れて、生活づくり・授業づくりに取り組んでいくことも大切と考える。

学校評価では、「学校が楽しい」「みんなで何かをするのは楽しい」「授業に進んで取り組んでいる」「授業がよく分かる」等の質問項目を盛り込み、子どもの意識調査の結果から、学級や学校の課題を明らかにし、子どもの居場所づくり、いじめの防止等のための取組の改善につなげる。

⑤　保護者や地域への啓発

保護者に対しては、学校だより等でいじめ問題について触れ、いじめ問題に関する啓発を行う。そして、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には直ちに学校に相談するよう呼びかける。

けやきの会（ＰＴＡ役員会）やＰＴＡ総会、学校運営協議会、学級懇談会等において、学校におけるいじめの実態やいじめ防止対策指導方針等の情報を提供し、保護者や地域との情報交換、協議できる場を設けたい。

また、いじめに関するテーマの子育て講演会を開催したり、学年だより等でいじめ防止について取り上げたりして、保護者や地域への広報活動を積極的に行いたい。

いじめは学校だけが許さないのでなく、家庭・地域も同様であり、どの子どもも「周りの多くの人から認められ、守られている」という思いを得られるようにしていきたい。

⑥　いじめに関する教職員の研修

温かい教育活動を、学級、学年、学校で実現していくためには、教職員の共通理解が必要である。学級経営や授業、生徒指導等について、相談したり、気軽に話をしたりできる教職員集団づくりを行う。

また、年度初めの職員会議等でいじめの理解や指導上の留意点等を確認し、教職員間の共通理解を深め、ＳＳＷやＳＣを招いた校内研修を年間計画に位置付けるな

どして研修を深め、いじめを見つける目を高めていく。

ア　いじめに関する校内研修

いじめ防止対策基本方針の確認、共通理解を図る研修、及び、ＳＣ・ＳＳＷを講師とした研修を実施する。

イ　主体的に伝え合い、考えを深め合う授業

授業を通して子ども同士が温かい環境の中、聴き合い、関わり合いながら学びを深めることで、自らを高めていくことができる。友達の意見を大切にしたり、自分の発言に自信をもったりしながら、人を思いやる気持ちや自己肯定感、自己有用感を高めていく。そのような授業を目指して、授業改善を行っていく。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見には、「いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起こり、潜在化されやすいものである」ということを認識し、教職員が子どものわずかな変化・ちょっとした違和感に気付くことが大切である。子どもの変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付いたのに見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにするようなことは許されない。

また、欠席がある程度続くことは、子どものＳＯＳのサインであることが多いことを踏まえ、本校では、原則として以下のとおり対応することにより、いじめの早期発見に努めることとする。

・２日連続で欠席した場合：電話連絡
・３日連続で欠席した場合：家庭訪問
・１週間連続で欠席し、保護者と連絡が取れない場合：市こども家庭課に報告、ケース会議を開く。

①　子どもの実態把握

ア　いじめは見えにくい・見えないところで行われる

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われる。無視やメールなど、客観的には状況を把握しにくい形態で行われることがよくある。遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態などもある。

また、いじめられている子どもには、「親に心配をかけたくない」「いじめられている自分はダメな人間だ」「訴えても大人は信用できない」「訴えたらその仕返しが怖い」などという心理が働き、いじめられている本人から訴えがあることは少ないと言われている。

更に、ネット上のいじめは最も見えにくい。ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど把握できない。家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない」「最近スマホや携帯電話を操作する時間が急激に減った」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼したい。

以上のことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑い、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知する必要がある。

イ　日常の学校生活の観察

学級担任だけでなく、教師集団全員で行う。保護者や地域の方々からも情報収集が必要である。そのための依頼もしていく。そのためには意識的に信頼関係づくりを行っていく。

子どもの生活の様子を把握するために、登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、子どもたちと同じ空間にいる時間を増やすことを心がけることが大切である。

また、個人ノートや生活ノート、班ノートでのコメントのやりとりを通して、担任と子どもの信頼関係づくりを行う。その際、気になる内容に関しては、教職員間で情報を共有し、その日のうちに教育相談や家庭訪問等を実施するなど迅速な対応を行っていく。

②　心のアンケートの実施

いじめは、固定した人間関係の中でのみ起こるものではなく、変動することから「心のアンケート」を年３回、「簡易版心のアンケート」を毎月実施し、現状把握に努める。いじめに関する質問と携帯・スマートフォン、インターネットに関する質問を盛り込み、実態把握をして対策に生かす。

いじめやいじめの疑いがある場合等は、必要に応じ、臨時のアンケートを行う。行事等の前には、学級の課題や雰囲気を聞くアンケートを無記名式で実施し、子どもの本音を聞いてみることも行いたい。

アンケートの結果を子どもに伝える場合は、単に結果のみを伝えるのではなく、教師の思いや子どもを心配していることをしっかりと伝えることが大切である。その際は、どんな機会に、どんな形で伝えることが、子どもにとってよいのかは慎重に判断する必要がある。

③　相談体制の整備

心のアンケートを実施後、アンケートの結果を基にして年間３回教育相談週間を設定し、全児童を対象にした教育相談を担任が実施する。更に、困ったときや気になることがある時には、担任はもちろん、学年の職員、他学年の職員、養護教諭、校長・教頭に加え、ＳＣにも相談できることを周知し、いじめを訴えやすくする。そのためには、日常の生活の中で教職員が声かけを行うなど、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくっていくことが大切である。

教育相談を行う際、担任以外の教師に相談したいという子どもからの希望があれば、それに応じる。

また、相談の際、子どもや保護者が「おおごとにしたくはないので、相手には伝えなくていい。」「見守ってくれるだけでいい。」という言葉を付け加えることもある。しかし、そういう言葉が付いている時ほど、「やっと相談できた」という思いがこもっているものである。忙しさのあまり、そっけない態度で応対してしまった、「後で話を聞くね。」と言って対応せずに終わってしまった等ということは絶対にないように、手厚く丁寧に対応していきたい。

そのほか、学校だよりの各月の行事予定表にＳＣの訪問日を記載し、ＳＣの存在を子どもや保護者に積極的に周知する。学年の廊下やフリースペースには、いじめについて相談できる窓口等を掲載したリーフレット等を置き、子どもが気軽に相談窓口を知ることができるようにするなどをして相談体制を整備する。

④　**いじめは「組織」で判断する**

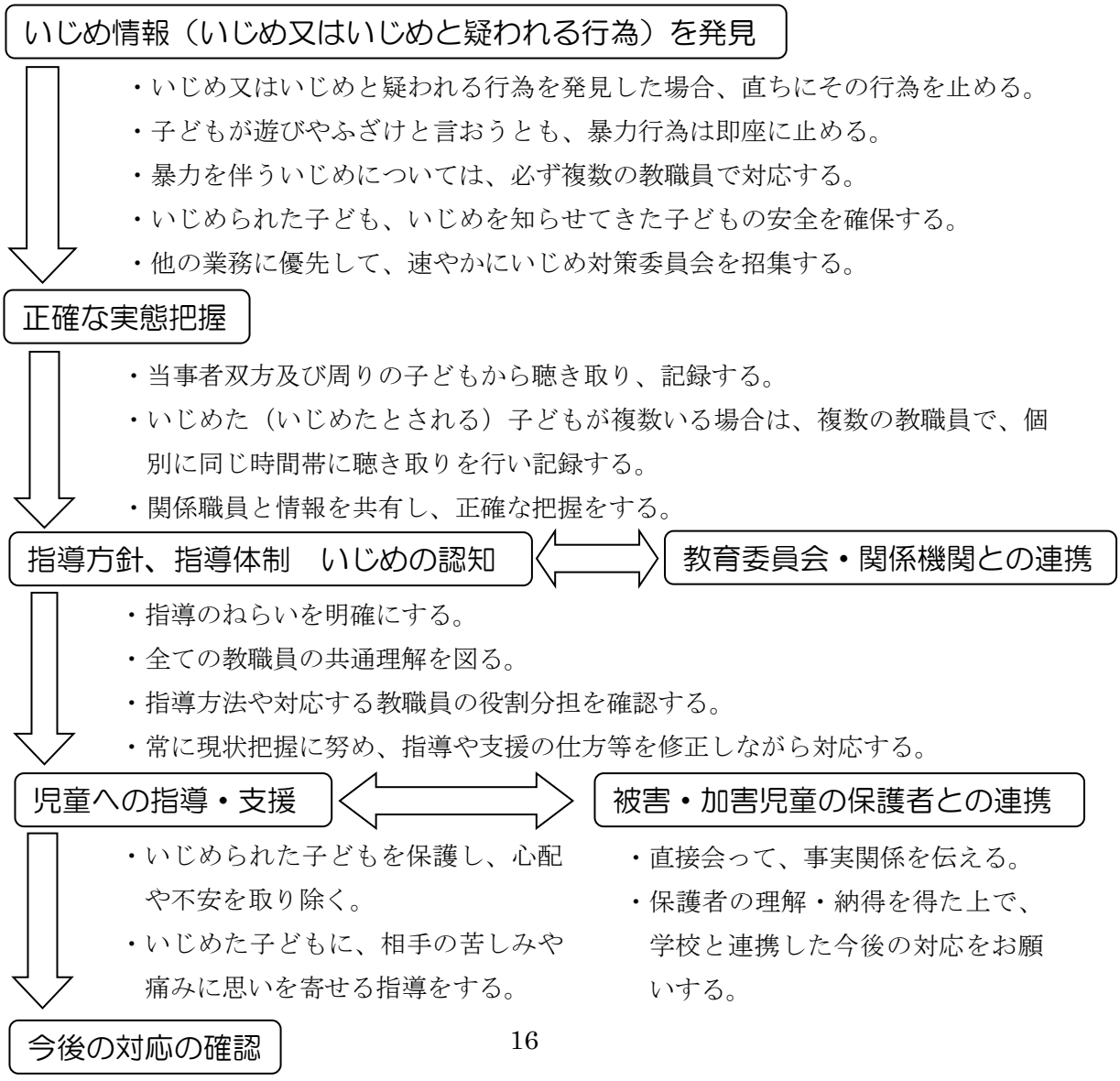
個々の教職員がいじめと判断したものだけに対応するのでは見落とされる場合も考えられる。いじめか否かを判断する際は組織的に行うこととする。そこで、組織による認知を機動的に行うために、生徒指導主任を「集約担当」とする。子どものささいな変化に気づいたり、トラブルを見かけたりした教職員は、その全てを、日時、場所、関わっていた子どもの氏名とともに、集約担当に速やかに伝える。集約担当は、集まってきた情報を整理し、緊急性について仮判断（「組織」を招集して検討、２～３日様子を見る、一過性のトラブルとして記録のみ、等の対応の仮仕分け）を行い、校長の承認を得て実行に移す。必要に応じ、関係教職員からの聞き取り等も行っておく。

いじめ対策委員会を招集した場合には、組織としての調査等を経て、いじめか否かを判断する。いじめと「認知」した場合、速やかに教育委員会に報告する。

(3) いじめに対する早期対応

いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまでは、いじめがあった場合と同様の対応を行う。その際は、いじめ対策委員会で決められた手順に沿って、迅速かつ丁寧に対応する。

①　**いじめ対応（当日）の基本的な流れ**



ア　いじめられている子ども・いじめの情報を伝えた子どもの安全確保

いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行う。事実確認の際も、いじめられている子どもといじめている子どもは別の場所で行う。

状況に応じて、いじめられている子どもやいじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

イ　いじめの情報を受けた場合は、直ちにいじめ対策委員会を開く

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的な対応を図る。

ウ　事実確認と情報の共有

いじめ対策委員会が中心となり、いじめ対応イメージを共有し、組織的に対応する。いじめの事実確認については、いじめ行為をするに至った経過や心情等をいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもなど第三者からも詳しく情報を得て、十分に状況を確認する。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応する。そして、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報（５Ｗ１Ｈ）

◇誰が誰をいじめているのか？〈加害者と被害者の確認〉
◇いつ、どこで起こったのか？〈時間と場所の確認〉
◇どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？〈内容〉
◇いじめをしてしまった動機は何か？〈要因〉
◇いじめのきっかけは何か？〈背景〉
◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？〈期間〉

エ　指導・支援体制を組む

いじめ対策委員会において具体的な取組を協議・確認し、組織的に適切な指導・対応ができるように、対応イメージを全職員で共有する。

オ　子どもへの支援・指導を行う。同時に、保護者と連携する

いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、再発を防止するように、組織的な対応を行う。いじめを受けた子どもとその保護者に対する指導や支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導と助言を行うが、そのときだけでなく、継続的に行っていくことが必要である。

また、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門家の協力を得て関係機関と連携した指導、支援や助言を行うことも大切である。

②　いじめられた子どもへの配慮やいじめた子どもへの処置

まず、いじめを受けた子どもの安全・安心を確保、保証することが第一である。いじめを受けた子どもが安心して生活し、学習に臨めるように対応しなければならない。

また、いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないように、両保護者と情報を共有するなど、必要な措置をとる必要がある。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められたときは、警察と連携した対応も必要である。特に、子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は直ちに警察へ通報し、適切な援助を求めることが必要となる。

ア　いじめられた子どもと保護者への支援

ａ　子どもへの支援

・本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図る。
・「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
・事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活が送れるよう、今不安に思っていること（いじめた子どもとの距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束する。
・「あなたが悪いわけではない」ということをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮する。
・その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者　に直接引き渡し、状況を説明する。

※心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等のいじめによる後遺症が考えられる場合、心のケアを丁寧に行う。

ｂ　保護者への支援

・その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。
・「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
・学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得る。その際、５日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に説明する。
・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
・学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意していただき、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝える。
・聴き取り調査やアンケート等で、新たに分かった情報を適切に保護者に伝える。

イ　いじめた子どもへの指導・支援とその保護者への対応

ａ　子どもへの指導・支援

・事実関係を確認するための聴き取りを行う。複数の子どもが関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行う。

・頭ごなしに叱ることはせず、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させる。
・子どもが抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させる。
・その日のうちに保護者にも連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すようにする。
・指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行う。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していく。

b　保護者への対応

・その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。
・事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明する。
（謝罪・解消に向けて、いじめた子どもへの具体的な取組等）
・事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求める。
・その後の学校での状況等を随時保護者に報告する。また、保護者への助言を継続的に行う。

ウ　周りの子どもに対して

・複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設ける。
・いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させる。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝える。
・いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させる。
・「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている子どもの気持ちや立場を考えさせる。
・いじめを自分の問題として捉えさせる。

3　重大事態への対処

(1) いじめの重大事態

① いじめにより子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

② いじめにより子どもが相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

③ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

⑵ 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には直ちに市教育委員会に報告し、その指導の下、調査を行う。

⑶ 調査結果の提供と報告について

学校は、いじめを受けた子どもやその保護者に対しては、事実関係などその他の必要な情報を提供する責任がある。調査により、いじめがいつ、だれから行われ、どのような様態であったか、学校がそれまでどのように対応したかについて、調査により明らかになった事実関係を、いじめを受けた子どもやその保護者に対して説明する。

情報の提供にあたっては、他の子どものプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

４　ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行っていくことが重要である。

⑴ ネット上のいじめ

ネット上のいじめとは、スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をＷｅｂサイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、ＳＮＳ等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うものである。

※ＳＮＳ・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。

トラブルの事例

クラスの仲良し数人でやっているグループトークで、Ａさんは、「〇〇ちゃんの話ってさー、いっつも面白くない？」と書き込もうとしたところ、書き込みの最後に「？」をつけ忘れて送信し、スマホを置いてお風呂に入ってしまった。

お風呂上りにスマホを見ると、「ひどい！」などの書き込みがあった。誤解を解こうとしても反応がなかった。Ａさん以外のメンバーは、別グループを作り、Ａさんをグループから外した。

無料通話アプリのグループトークで生じるいじめには、次のようなものがある。

・特定の子に対し、その子の発言だけを無視する。
・その子にとって不快な写真や動画をグループで共有する。
・その子以外とグループを作り悪口を言う。
・その子を突然グループから外す。

グループトークで生じるいじめは、メンバーでなければ会話の内容を読むことができないため、発見が遅れがちになる。そのため、特に、保護者が日々の様子や会話から子どもの変化に気付くこと、これが早期発見・早期対応につながる。

(2) ネットいじめの未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界がある。保護者と緊密に連携・協力して、学校と家庭が一体となって指導していくことが必要である。

① 学校での情報モラル指導

学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図る。そのため、スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催したい。

また、児童会が主体となって、子どもが自らスマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組を行っていく。

② 学級・学年懇談会等を通して伝えていきたいこと

ア 未然防止の視点から

a 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること。

b 子どもが利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用すること。

※フィルタリングに関する法律が平成 29 年 6 月に改正され、下記のような店側の義務が設けられた。

＜新規契約または機種変更等する場合＞

店側の義務として

①契約締結者、携帯電話端末の使用者が 18 歳未満か確認する。

②青少年有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に説明する。

③携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにする。

＜既にスマートフォンを利用している場合＞

携帯電話会社が提供するフィルタリング名称が「あんしんフィルター」とされ、わかりやすく、簡単に活用できるものになった。

c インターネットへのアクセスは「トラブルの入口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているということ。

d 子どもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等使い方を家庭で考えていただきたいこと。そのために、子どもが納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときのための対応も話し合うこと。

【参考】発達段階に応じた家庭のルールづくり

段階	対応策	各段階でのルール例
ＳＴＥＰ１ 初めての インター ネット期	利用時間を家庭で決める 生活のルールやリズムを守ることを前提に、利用時間を家庭で話し合って決め、インターネットを見て楽しみます。この段階では閲覧のみに制限しましょう。	□ゲームとネットを合わせて使っていいのは１日＿＿分までです。 □保護者に断って、近くで使います。食事中や車の中では使いません。 □夜＿＿時以降は使いません。リビングで充電します。
ＳＴＥＰ２ インターネット レベルアップ期	家族限定でコミュニケーション 利用時間のルールを守れ、使い方にも慣れたら、家族間でメールをやりとりしましょう。文章の書き方など、上手な気持ちの伝え方をアドバイスしましょう。	□家の中ではリビングで使います。 □話しかけられたら手を止め応対します。 □決まった人からのメール以外、返信やアクセスはしません。 □変わったことや困ったことが起きたら、すぐに相談します。 □公共の場で利用するときは、ルールやマナーを守ります。
ＳＴＥＰ３ ＳＮＳ デビュー期	友人知人とのやりとりもチェックを メールの利用に慣れたら、仲のよい友人や知人に限り、ＳＮＳやメールを許可します。 家庭内のコミュニケーションを保ち、ときどきやりとりの様子を見せてもらいましょう。	□自分や友達の個人情報（名前・住所・学校名など）写真はネットに公開しません。 □メールやＳＮＳは実際に会ったことのある友達だけにします。 □自分が言われて嫌なことや悪口はＳＮＳやメールで送りません。 □目的をもって利用します。目的を終えたらスマホから手を離します。

イ　早期発見の観点から

家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問いかけ、場合によっては、学校へ相談する。

⑶ ネットいじめの早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、

・誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること。
・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

この３点を、いじめた子ども及び保護者にしっかりと伝える。

①　事実を把握する

ア被害にあった子どもや関係している子どもから詳細を聴き取り、事実を確認する。

イ子どもが心当たりのない画像や動画が勝手にＷｅｂ上に掲載されているなどの情報が入った場合は、ＩＣＴ支援員等の協力を得て、掲載情報を確認する。

ウ書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷する。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影をしておく。

エ被害にあった子どもと書き込み等を行った子どもの保護者に直接書き込みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認してもらう。

② 書き込み削除を迅速に行う

ア書き込み等を行った子どもが書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらう。

イ当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼する。

ウア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談する。

５ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消したとすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要因が満たされている必要がある。

(1) いじめにかかる行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

６ 各種相談窓口

いじめを受けている児童は、「心配を掛けたくない」などの思いから、なかなか周囲の友達や家族、教師に相談できないことがある。そこで、以下の「困ったときの相談窓口」について、子どもが気軽に相談窓口を知ることができる体制を整えなければならない。そこで、学年の掲示板やＧＩＧＡタブレット上に、相談窓口が分かるリーフレットやデータを置くことにする。

なお、紹介する窓口は以下のとおりである。

富士市内の主な相談窓口

・いじめＳＯＳ（富士市ウェブサイト内）
　ＵＲＬ：https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1005330000/p002273.html
・ほっとデジタル相談・ふじ
　ＧＩＧＡタブレットのＬ－Ｇａｔｅ内のリンク
・子どもなんでも相談（家庭児童相談室）
　電話：0545-55-2764
　受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15
・青少年相談センター
　電話：0545-52-4152
　受付時間：月曜日～金曜日　9：00～16：00（来所相談は要予約）
・富士市教育委員会学校教育課
　電話：0545-55-2869
　受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15

静岡県および全国の主な相談窓口
・24 時間子供ＳＯＳダイヤル
　電話：0120-0-78310
　受付時間：24 時間・365 日
・教育相談ハロー電話「ともしび」
　電話：055-931-8686
　受付時間：平日（年末年始を除く）　10：00～17：00
・ＬＩＮＥじんけん相談
　受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15



・静岡県警少年サポートセンター
　電話：080-1605-0774
　受付時間：平日　8：30～17：15